

40歳以上  
75歳未満の  
被扶養者が  
対象です！

被扶養者の皆さまに

# 特定健康診査受診券を送付します

組合員の皆さまからも被扶養者の方に  
受診されるようお伝えください。

受診券はご自宅に  
郵送します

5月下旬送付



特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診です。  
メタボリックシンドロームは自覚症状がない場合でも、そのまま放置しておくとなら生活習慣病を引き起こす原因となるため、健診による早期発見・予防が必要です。  
健康状態を把握するためにも、一年に一回、必ず特定健康診査を受診しましょう。

特定健康診査の受診方法			
	①住民健診	②検査機関	③人間ドック (被扶養配偶者のみ)
受診場所	居住地の住民健診会場	特定健康診査を実施している検査機関(当組合ホームページのトップページ「各種一覧表」からご覧いただけます。)	当組合が助成する人間ドックを受診することで、特定健康診査を受診したことになります。 (受診券は不要です。)
持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査受診券</li> <li>・組合員被扶養者証(保険証)</li> </ul>		
自己負担	<b>無料</b>		
その他	健診日等の詳細は、居住地の市町村へ確認してください。	予約時に特定健康診査が実施できるか確認してください。	

## ～お勤め先で健康診断を受けた場合～

被扶養者の方がお勤め先で健康診断を受けた場合、健診結果(写)を当組合に提出することで特定健康診査を受診したことになります。組合員の方は健診結果(写)を所属所の共済事務担当課を通して当組合への提出をお願いします。  
※特定健康診査の受診率が低い保険者には「後期高齢者支援金」に加算額が課され、短期給付の掛金・負担金率が上がります。

特定健康診査の後は…

特定保健指導！！

無料

特定健康診査の結果をもとに、保健師や管理栄養士など専門家のサポートを受けながら病気にならないように生活習慣の改善をしていきます。  
リスクの程度に応じて動機付け支援または積極的支援があり、該当した方には特定保健指導利用券を送付します。